

## ご利用の皆様へのご案内

### 目的説明の概要

#### 1. JGMC の目標と目的

ジャパングリーンメディカルセンター(JGMC) の設立機関の前身は 1950 年代に須原外科医院として誕生しました。その後日本の岡山県倉敷市に所在する倉敷成人病センターが 1971 年に設立され、海外業務は最初に 1982 年にシンガポールで開始し(Japan Green Hospital PTE Ltd)、旅行者のみならずビジネスマンや外交官等現地の日本人のためにサービスを提供しております。

英国での業務は 1991 年に始まりました。患者様のベースは英国に在住する日本人コミュニティーとヨーロッパ大陸に在住する方々になります。英国の欧州連合(EU)での役割に加え、多くの日本ビジネスがロンドンやその周辺にヨーロッパ事務所を構えていたことから、当組織は英国に事業所を設置しました。英国は欧州諸国において最も多くの日本人人口を抱えています。英国における業務は日本で得られる医療サービスと似た、または同等の医療サービスを提供することを目標としています。

我々の目的は、安全確実だけでなく文化的ニーズや期待を敏感に感じ対応できる環境下で、ご利用になる皆様の医療面でのニーズに合った医療サービスを提供することです。

#### 2.登録サービス提供機関および責任者登録サービス提供機関は以下の通りです。

登録サービス提供機関： ジャパングリーンメディカルセンターLtd  
登録住所： 10 Throgmorton Avenue, London EC2N 2DL

ジャパングリーンメディカルセンターの総責任者は以下の者となります。

Managing Director  
Dr Yoshihiro Takaya  
高谷 義博

10 Throgmorton Avenue  
London EC2N 2DL

登録管理者は以下の通りです。

シティークリニック

アクトンクリニック

Ms Michiko Bramich

ブラミッチ美智子

10 Throgmorton Avenue

London EC2N 2DL

Dr Makoto Hirakawa

平川誠

Unit 7-8 Acton Hill Mews

310-328 Uxbridge Road London W3 9QN3

### 3. JGMC における医療専門家の資格

JGMC に勤務する医療スタッフは全てそれぞれの業務分野に適切な資格を持っており、Care Quality Commission、General Medical Council、Nursing and Midwifery Council、Pharmaceutical Council、Health and care professional council そして英国内務省（Home Office）等の規制機関により承認され規制されています。

当院の医師の中には General Medical Council に Overseas visiting doctor として登録されており、英国国籍以外の方に対してのみ医療サービスを提供することが許される特別な条件の対象となっている医師がおります。ご利用の皆様にご利用が該当する場合は予約と登録の時点でお知らせ致します。

これら資格の詳細は依頼に応じて登録管理者または当院のウェブサイトから入手可能です。

### 4. JGMC が提供するサービス

#### 4-1. 一次医療サービス

NHS の GP 診療所が提供するサービスに相応する軽度外傷を含むあらゆる一次医療サービスを提供します。

#### 4-2. 健康診断

日本の労働法規則において日本では企業はスタッフに毎年健康診断を受ける機会を提供することが要求されています。日本国外で事業を行う日本の組織も駐在員の健康と安全に注意を払うことが期待されています。JGMC は雇用主へ期待されているものと同等のヘルスクリーニングサービス（健康診断）を提供します。

#### 4-3. 予防接種

定期予防接種は現在の英国推奨基準に沿って提供致します。旅行前のワクチン接種は WHO の推奨に沿って提供致します。全てのワクチンは英国の認可を受けております。

#### 4-4.女性のためのヘルスケア.

JGMC は女性向けのヘルスケアサービスを提供しており、特に女性のヘルスケアに精通している医師により提供されます。具体的に、JGMC は診断、子宮頸がん検査、超音波スキャン、小さなポリープ除去等の小外科的治療を提供しております。JGMC は人工妊娠中絶は行っておりません。

#### 4-5.お子様のためのヘルスケア

JGMC はお子様へのヘルスケア、具体的には一般診断や予防接種等を提供しております。我々は点滴サービスを大人の患者さんへは提供しておりますが子供への提供は行っておらず、その場合は受診者を適切な病院へ紹介させていただきます。

#### 4-6.専門医へのご紹介

JGMC はロンドンにある複数の他の病院と連携しており、ご利用の皆様を専門医診察、内視鏡検査や画像診断を含む検査などへご紹介させて頂く可能性がございます。JGMC と連携のある病院は Cromwell 病院や、London Bridge 病院等があります。

#### 4-7. NHS との連携

NHS 病院への紹介に関する正式な手配経路はございません。しかし JGMC は紹介状を手配し、必要な場合（受診者が同意されれば）医療記録を GP（家庭医）に開示します。

緊急を要する紹介の場合、JGMC が救急車を呼び、救急隊員に NHS 病院までの患者様の搬送を依頼します。

#### 4-8.薬剤の提供

JGMC はセンター内に薬局があり限られた範囲内の薬剤を調剤します。全ての取り扱い医薬品は英国当局の認可を受けており、その使用は British National Formulary(BNF)に沿ったものです

#### 4-9.時間外ケア

JGMC は時間外診療サービスを提供しておりません。万が一通常開院時間外に緊急のお問い合わせが必要な場合や、救急処置を必要とされている場合は、NHS のサービスに連絡を取って頂く必要がございます（<https://www.nhs.uk/NHSEngland/AboutNHSservices/Emergencyandurgentcareservices/Pages/nhs-out-of-hours-services.aspx>）もし命の危険がある状況ではないが緊急で医療ヘルプやアドバイスをお求めになる場合は 111 へお電話をおかけください（この番号は時間外の応答メッセージで提供されております）。又は最寄りの救急外来に受診して頂くか、救急サービス番号 999 を使って救急車を呼んで頂く必要がございます。

## 4-10.施設

### 5. ご利用の皆様のための一般規定

シティークリニックは快適にお過ごしできる待合エリアと、診察中の受診者のプライバシー保護が確実な 4 つの診察室を設けております。お手洗い、そして患者様がリラクセスできるカフェもご利用可能です。アクトン診療所には 3 つの診察室と特別治療室を設けております。

#### 5-1. 安全保護規定

- **子供の安全保護**；当地の Children Act(子供に関する法律)により、18 歳以下の方は何方も若者及び子供とみなされ、JGMC は子供の保護の法律とガイダンスを完全に遵守しております。JGMC は子供の保護を非常に重要視しており、JGMC は NSPCC (The National Society for the Prevention of Cruelty to Children)や現地子供サービスチーム等の第三者と協力をしています。
- **大人の安全保護**：全ての大人は安全に、虐待やネグレクト無く生活する権利を持っています。JGMC は必要に応じ虐待やネグレクトを受ける両リスクを回避防止する為現地のソーシャルケアチームと協力します。
- **付添人に関する規定**：全てのサービス利用者は必要と考えられる場合、いかなる診察、検査、処置にも付添人を同伴させる権利があります。付添人は家族、友人、あるいは、例えば訓練を受けたスタッフ等の正式な付添人等が考えられます。必要な場合、医療従事者は JGMC のスタッフを含む付添人を求める可能性があります。

#### 5-2. 感染管理

- **衛生処置**：標準予防策として、必要であれば、サービスをご利用になる皆様に手の衛生処理や外科手術用マスク着用等、感染管理処置にご協力をお願いする可能性があります。
- **既にある予約の変更**：院内感染予防リスクを避ける為、或いは救急医療サービス提供の遅れを最小限にする為、JGMC は、受診者の合意のもと、既にある予約時間を変更する場合がありますかも知れません。
- **血液感染性のウイルス検査**：職務上の健康安全の理由で、血液体液暴露に関する事故が報告された場合 JGMC は全ての関係する受診者に医療情報をお聞きする必要があるかもしれません。針刺しや鋭い怪我の場合、JGMC は情報が提供された同意を得て、関連する血液サンプルを検査する必要があります。受診者の事前の許可により、JGMC が必要だと判断した場合、JGMC が B 型肝炎、C 型肝炎、そして HIV に関する血液検査を行うことが可能になります。

### 5-3. 運営に関する皆様のご意見ご利用の皆様からの御提案やお話

JGMC に勤務しているすべてのスタッフは患者様からの提案やコメントをうかがいます。その内容は、形式にとらわれない一定レベルの JGMC の経営陣への助言となるものです。JGMC はコメント、苦情、建設的批判をいつでもいつも喜んでお受け致します。このような内容のお話を希望される場合、プラクティスマネージャーまたは各部署長に直接または書面によってご連絡下さい。これに加え、待合エリアには、皆様にご利用可能なアンケート用紙をご用意しており、さらに、皆様の如何なる懸念/提案をスタッフと相談し、正式なご相談方法をご利用頂くためのお知らせを表示しております。

加えて、CQC 登録代表者または Managing Director (JGMC 代表者) は、このご案内に関する皆様の御意見または御提案も喜んでお受け致します。

#### 5-3-1. 苦情

The Care Quality Commission  
Citygate  
Gallowgate  
Newcastle Upon Tyne NE1 4PA  
Tel:03000 616161  
Email: enquiries@cqc.org.uk  
Website: www.cqc.org.uk

登録管理者は JGMC に寄せられた全ての苦情に対応する責任を有します。調査は登録管理者により実施されるか、或いは、必要に応じ、他のスタッフに調査の過程を委ねることもあります。

JGMC のサービス、スタッフもしくは組織に関し寄せられたいかなる苦情も、有効なものとして扱われ、調査を開始致します。JGMC は全ての苦情とその苦情を受けて行われた対応の記録を保管致します。JGMC は可能な限り苦情が社内及び皆様の間で対処され解決されるよう努力致します。さらに詳しい苦情対応に関しては **Complaints Procedure**(苦情手続き)をご参照下さい。患者様は **Care Quality Commission** に直接意見するもしくは苦情を伝える権利があります。CQC は JGMC の登録に関する監督機関であり、上記の宛先への連絡が可能です。

#### 5-3-2. 受診者満足度調査

JGMC にお越しになった受診者は簡単な満足度調査のご利用が可能です。このコピーは待合エリアと受付で入手可能です。直近の年間満足度調査からの結果概要も入手可能です。

#### 5-3-3. 調査報告書

Care Quality Commission が作成した全ての調査報告書は一般に公開されています。

報告書が閲覧可能な折には、受診者は受付にある報告書の閲覧を自由に求めることができます。又は患者様は上記住所の **Care Quality Commissions** に連絡することができます。

#### 5-4.ヘルスケア記録と個人情報

我々が個人情報をどのように収集し、共有し、使用するか、またはどのようにプライバシー権を行使できるのかについては **Privacy Notice** をご参照ください。

#### 5-5.ゼロトレランスポリシー

JGMC は「ゼロトレランスポリシー」を採用しており、スタッフや他のサービス利用者に対しての（言葉の、そして身体的）暴力行為をするいかなる者も容認致しません。事件は警察に報告される可能性があり、JGMC は当該サービス利用者に対するサービスを停止する権利を有します。

#### 5-6.お支払いに関するご利用条件

上記に概要をご案内致しましたとおり、JGMC は患者様に一般総合診療サービス（**General Practice**）を提供致します。全ての治療は（その治療がもたらしうるリスクを含めた）治療、その治療による期待される効果、その治療を代替しうる治療に関して受診者に十分な説明がなされた前提で行われます。これにより、JGMC を利用する全ての受診者が十分な説明がなされた後にのみ治療を受け、治療に進むことに納得されたことを確実にすることを目指しています。JGMC は NHS サービス（英国の公的医療サービス）は提供せず、全ての治療には費用が発生致します。受診者は常にご自身の医療サービスに関する全ての請求に金銭的責任を負います。お支払いは民間保険会社や第三者により一部または全部補償される可能性がございますが、金銭上の責任は最終的にはサービス利用者にあります。**受診者の為の Japan Green Medical Centre Ltd との支払いに関する諸条件**をよくお読み下さい。料金体系は皆様に説明され、治療終了後に（ご本人、保険会社及び雇用主から）お支払い頂きます。支払い方法は現金、銀行カードで裏づけされた個人小切手、クレジットカードを受け付けております。加え、受診者の承認があれば JGMC は受診者の保険会社などの第三者機関に請求を提出致します。これをキャッシュレスメディカルサービスといいます。受診者が JGMC へ事前連絡なしに予約をキャンセルされた場合（**No show** の場合）、当該予約に対し料金請求させて頂く可能性があります。

本ご案内は 2008 年 9 月 29 日に作成され、JGMC により提供されるサービスに変更があった場合を含み、定期的に改定されます。

Issue Date（発行日）：29/09/2008/es  
Review Date（改定日）：12/07/2019  
Last Review Date（最終改定日）：13/01/2019  
Next Review Date（次回改定日）：07/2020